

第3-17表 公共職業安定業務

Table 3-17: Public employment services

	基本業務(職業紹介等)	民間委託事例(職業訓練, 就職支援等)
日本	公共職業安定所(ハローワーク)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 市場化テスト(人材銀行, キャリア交流プラザ, 求人開拓) 民間委託(職業訓練: 離職者訓練の約7割を民間委託, 失業等給付受給者に対する就職支援セミナー等)
アメリカ	公共職業安定所(連邦法に基づき各州が設置・運営)が職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者対象雇用支援プログラム(カウンセリング等)の民間委託(ウィスコンシン州) 地場産業のニーズに応じた職業訓練の民間委託(カリフォルニア州)
イギリス	公共職業安定機関(ジョブセンタープラス)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 長期失業者対策向けプログラム: エンプロイメントゾーン <p>失業率が特に高い地域で, 官民共同出資の「ワーキングリンクス」その他の民間事業者に, 公共職業安定機関が選択した「福祉的措置の対象である長期失業者」への, (1)就職意欲の喚起, (2)カウンセリング, (3)職業紹介, (4)就職後の職場定着指導等の就職支援を委託。</p>
ドイツ	公共職業安定機関が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 職業紹介クーポン <p>失業後2か月経過しても就職できない失業者が希望する場合, 公共職業安定機関は, 民間事業者のサービスを活用できる職業紹介クーポンを発行。民間事業者は, クーポンを持つ失業者を就職させた場合, 1,000ユーロの支払いを, 就職後6か月間雇用が継続すればさらに1,000(長期失業者と身障者は1,500)ユーロの支払いを受ける。(2010年12月未まで延長、最大2500ユーロまで)</p>
フランス	公共職業安定機関(ANPE)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施 なお, 2009年1月より, ANPEは失業給付機関(UNEDIC)と統合され, 名称が雇用局(Pole emploi)に変更。	<ul style="list-style-type: none"> 就職困難者の再就職支援の民間委託 <p>失業給付機関(UNEDIC)が自ら支援対象となる就職困難者を選択し, その者の再就職支援を民間委託(契約ベース)。</p>
オランダ	公共職業安定機関(CWI)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 職業訓練や就職斡旋等の再就職支援を民間委託 <p>公共職業安定機関が「特別な支援なしには早期に就職できない」と判断し選択した求職者を対象に, 失業給付機関(UWV)が再就職支援(職業訓練含む)を民間委託。</p>

資料出所 内閣府官民競争入札等監視委員会第1回公共サービス改革小委員会(2007年4月12日)資料等により労働政策研究・研修機構作成

(注) 欧米先進国(オーストラリアを除く)において, 公共職業安定機関の業務に係る市場化テストの実施や, 公共職業安定機関の一部について包括的民間委託を実施する例は確認されていない。なお, オーストラリアには, そもそも憲法に勤労権保障の規定がなく, したがって, 公的職業紹介制度や失業保険制度がない。職業紹介は原則民間により行われるが, 例外的に, 生活保護に準ずる失業扶助受給者への職業紹介に対して, 公的支払いが行われる。